

令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国知事会

本年6月、平成26年から導入された「提案募集方式」による規制緩和等を内容とする第14次地方分権一括法が成立し、全国知事会としては、地方分権改革が着実に前進しているものと評価しております。

本年の提案募集に係る各府省からの第1次回答では、提案内容に対応困難や今後検討とされたものが多く、全国知事会としては、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について、提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求めます。

個別項目への意見については、別添のとおりです。また、全てに共通して国に対処をお願いする事項については以下のとおりです。

- ・各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 市 長 会

- (1) 計画の策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。
- (2) 重点募集テーマである「デジタル化」を進めるに当たっては、まず以下の点について留意すること。
- ・地方公共団体情報システムの標準化に当たり、移行経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること。
 - ・移行スケジュールについても、都市自治体ごとの進捗状況を踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、引き続き柔軟に対応するとともに、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を行うこと。
 - ・国・地方の共通基盤の構築に当たっては、各府省が責任を持って、都市自治体が担う事務の実態を十分踏まえ、デジタルを前提とした業務改革を徹底するとともに、都市自治体の現場で関連する業務について効率化が図られるよう、関係府省の連携等も併せて推進すること。

- (3) 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- (4) 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源(人件費相当額を含む。)の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- (5) 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- (6) 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・町村は単独で専門人材を確保することが困難であるため、職員派遣の活用や研修の充実などを通じて、多様な人材の確保・育成を強力に推進すること。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・数少ない人員で業務を担っている町村の実態を踏まえ、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること。また、既存の計画等についても、ナビゲーション・ガイドの確実な活用を含め、統廃合や事務負担の軽減といった具体的な取組を進めること。

令和6年7月24日

内閣府地方分権改革推進室 御中

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

令和6年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの
第1次回答に対する見解等について(回答)

平素は、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の会務運営について、御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年7月9日付けで照会のありました、標記事項について、下記のとおり回答いたします。

格別の御配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 地方議会に係る提案事項

地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割と責任はますます増大することから、地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図る必要がある。

このため、議会の権限等に係る提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて慎重に対応すること。

2 その他の提案事項

第2次回答を示す際には、地方の意見を十分踏まえ改めて検討を行い、その実現を図ること。